



## 薬剤師会と「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結 ～大規模な地震や風水害時に協力連携～

河内長野市と河内長野市薬剤師会は、「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結します。

この協定は、大規模な地震や風水害等の災害が発生し、河内長野市地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要性が生じた際に、可能な限り、薬剤師会が薬剤師班を救護所等に派遣し、医療救護活動を行うなど、市と薬剤師会が協力連携するものです。

### 【協定名】

「災害時の医療救護活動に関する協定」

### 【協定の内容】

大規模災害発生時、薬剤師班を派遣し、救護所等において、以下の医療救護活動を行う

- (1) 医薬品・衛生用品その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）等の供給への協力
- (2) 医薬品等の調剤、被災者への服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の仕分け・保管・管理への協力
- (4) その他状況に応じた支援

### 【協定書調印式】

- ◆開催日時：平成28年8月31日（水） 14：00～14：30
- ◆場所：河内長野市役所 3階庁議室（河内長野市原町一丁目1番1号）
- ◆出席者：島田 智明・河内長野市長  
築瀬 裕彦・河内長野市薬剤師会会長